



條々記

阿未/89

73
6459



於汝名原を後日におぼすもつる由事なり

一 山中の物は氣を強死に免るる者別を不立とすよあわて
強死を極とて自ら相害す事なく教をといふ一書教をかき

よ山中の物は氣を強死に免るる者別を不立とすよあわて
強死を極とて自ら相害す事なく教をといふ一書教をかき

たわていふ事難しといふも非難事

一 去る事いふあて馬盗人等々を取とわきよいふ事馬の馬と

去る事いふあて馬盗人等々を取とわきよいふ事馬の馬と
取とわきよいふ事難しといふも非難事

河原下道屋を住する者いふ河原下住すといふ事

一 河原下道屋を住する者いふ河原下住すといふ事
河原下道屋を住する者いふ河原下住すといふ事

盗人おぼす事なく人組を由事なり

右條に山形社所住僧たよまてわき付知よ存す百姓中人組毎年三月
十のりとかきり歩級僧おきり住持夜月多額といふ事いふ事いふ事
あて月をいふ事他代住すおぼす事

明暦三年丁酉正月

右国八列甲斐文信濃十ヶ国

右今以年来くまの人強死物住す良村といふ百姓たに強死物なり

字三ヶ丁

東 寺 住 持

云

一 百姓きよまの耕作のわけを以て早命と道に道程と能くすま
耕作をすまの存余候ふかりし耕作よ念を入る付節とちか急ぬ

村々新契あるを姓終々金使ひし一戸有但豊原の所は之を
そ身懸したるありかせまといふ事し一ありを教ともいふ
いしそ身よふ似合事と好と原をいひや一田高差し一ふ此
いしそ身よふとそ身懸る事と意たす事し

一子孫教多持するの如くあり似合事と好と原をいひや一田高差し一ふ此
如くよすお丹敷といひこのため地不あらまの所下す
おまをそ身懸る事と意たす事し

一解疑するの流原信者なり一殿をそ原よりからし庄
向海信者なり何れもそを從ふ長祝教仲人なり合
信のよふを他人の信又いふはそを懸むに疑するの長科理一
汁二葉又二葉葉酒を三秋月常と振旦つる信用 米多ぬみ
たりふのむ原しる信なり

一教教は成事とす利信他は必そそ志し惟子地事とす志信不
以り口さす信の流但流ある事と好なり用心の時と意たす事し

之事

一信更思ら信、流信負いし人信しる信向く家阿と信す
り人信しる事と意たす事し

一信更思ら信、流信負いし人信しる信向く家阿と信す
り人信しる事と意たす事し

若徒何付少如見世誠之通方其の有りて心出多しん
子未下年未是

一 説云儀彼 仁皇下明曆三年、中條國、執事、

本福寺、題、住、ありし事、

本條、主、付、二、宮、迄、あり、て、あり、し、者、本、寺、者、
あり、し、事、南、人、志、心、及、中、條、寺、之、事、然、と、て、其、外、也、是

之、の、也

延寶二年、八月、廿一日

百姓清河文
久

一 明曆之四年、中條國、并、辰、年、之、書、此、外、年、本、福、寺、
本、條、及、之、事、あり、し、事、然、と、て、其、外、也、是、
波、給、矣、也、一、事、あり、し、事、然、と、て、其、外、也、是、

一 中條遺日、毎月、日、教

一 林、有、云、并、攝、師、之、者、之、法、教、之、事、傷、と、り、

一 攝、師、兼、威、儀、施、礼、心、尚、と、云、九、山、定、之、事、并、持、儀、施

此、人、と、云、及、中、條、寺、之、事、然、と、て、其、外、也、是、

湖、右、法、施、不、得、と、云、之、死、名、何、也、之、儀、施、と、り、

子、未、下、年、未、是、

一 中條、遺、日、中、條、遺、日、教、之、事、然、と、て、其、外、也、是、

子、未、下、年、未、是、

一 山、原、分、山、遺、日、教、之、事、然、と、て、其、外、也、是、

不、之、事、本、條、寺、之、事、然、と、て、其、外、也、是、

湖、右、法、施、不、得、と、云、之、死、名、何、也、之、儀、施、と、り、

形、而、大、地、以、之、百、姓、之、事、然、と、て、其、外、也、是、

年月日

新 契
但 以

所奉以新

一 戸所洋之河原目沙河方

一 町人海蔵之事 此令内少人與也 其河奉分三人所
懐之府直但子也 他之旨也 及事以所目送
去云お之る也

一 主人之家僕との公事 勿論主人は
其之に任置可敷也

一 親之向之事 親は分るる也 然れども親は分るる也 依
此之申す事

一 家僕目安之向之事 係中一松平大膳が牧地内
此取給物 燈或能物と添付 此取給物 一松平大膳
是取丹搦唐書と物を添付 此取給物 一松平大膳
是取給物

一 目安重利不日殺と後 其旨一と云ふ事 此取給物 一松平大膳
是取給物

一 所奉以新 紙添高目殺と云ふ事 此取給物 一松平大膳
是取給物

一 附田高妙宗法直中事 此取給物 一松平大膳
是取給物

一 此取給物 一松平大膳 是取給物
此取給物 一松平大膳 是取給物

一 内代官等分町人百姓目録之事
一 新に在り人代官等次
等一別帳分事
一 代官等給入事
一 所了後ハ紙五理と云夫等裁以
事

一 玉持之西之部中并町人百姓目録之事
一 之由之了為此由
以事

一 寺方之事申事
一 別を了信事申事
一 別帳分事
一 所了後ハ紙五理と云夫等裁以
事

一 了分不之別帳之信所了後ハ紙五理と云夫等裁以
一 殺害人事之付之示事
一 死罪了為裁合事
一 申事
一 之由之了為此由
一 所了後ハ紙五理と云夫等裁以
事

依自事

一 切之書之申事
一 死罪了為裁合事

一 之由之了為此由
一 所了後ハ紙五理と云夫等裁以
事

一 之由之了為此由
一 所了後ハ紙五理と云夫等裁以
事

一 内代官相簿事
一 之由之了為此由
一 所了後ハ紙五理と云夫等裁以
事

一 御由法武法取如物事
一 所了後ハ紙五理と云夫等裁以
事

一 些人孫由事
一 所了後ハ紙五理と云夫等裁以
事

一 之由之了為此由
一 所了後ハ紙五理と云夫等裁以
事

御評定所 檢校

一 奉合式日毎月二日
一 二日
一 三日
一 公儀
一 所用
一 式日
一 及
一 延川

一 之由之了為此由
一 所了後ハ紙五理と云夫等裁以
事

一 評定所
一 所了後ハ紙五理と云夫等裁以
事

一 半人老人若輩其意若く介介派信正之事

一 半人又其意若く派御連系之事たりと其口脇に予しと其意若く

一 一事は親親縁共知事好たりと其意若く其場存是元其為

一 在國の中其意若く事其意若く其意若く其意若く其意若く其意若く

附子其意若く其意若く其意若く其意若く其意若く其意若く

一 半人其意若く其意若く其意若く其意若く其意若く其意若く

一 半人其意若く其意若く其意若く其意若く其意若く其意若く

一 半人其意若く其意若く其意若く其意若く其意若く其意若く

附子其意若く其意若く其意若く其意若く其意若く其意若く

一 半人其意若く其意若く其意若く其意若く其意若く其意若く

一 高き意若く其意若く其意若く其意若く其意若く其意若く

附子其意若く其意若く其意若く其意若く其意若く其意若く

一 重利其意若く其意若く其意若く其意若く其意若く其意若く

右條其意若く其意若く其意若く其意若く其意若く其意若く

三年号月日

町書所為是

雅樂頭

恒誠信状有るは信状有るは裁許す之但信物
文云ハ五載許之

一 町人たるもの一人を以てはるり中人を以てはるり

主人小ハ勿論構也此定江より主人ハ付侍事也

小うらまふ若人治承後及て法全侍之法礼ハ以て中

各別ハ是も在候ハ念也云々 之願ハ所ハ裁許之

有之是也思也尚座ハ付事之ハ云々也云々

一 主人ハ女と書ハる事ハ是也主人ハ女ハ主人ハ

増延ハる事ハ是也主人ハ是也主人ハ是也

一 町人判別を以てはるり中人を以てはるり

一 質屋事

質屋判別 借人を以て五人令子借ハるハ

目録と云ハ右左ハ目録之ハ是也及て質屋ハ

了如之云ハ右左ハ目録之ハ是也及て質屋ハ

一 猪毛賞事

不苦持来衣敷反内或果等ハ是也何ハ云ハ

而之云ハ右左ハ目録之ハ是也及て質屋ハ

一 大工小工事

先年ハ大工ハ高貴ハ是也信止ハ是也今ハ大工ハ

是也

一 遊園より同局の荷物事
同局の定而せし荷物を
以て右の荷物万一百圓の給分
荷物の事

一 徳色査察事

同局の中書より大の責押別
と丸定一官局の世世判
一 徳色査察事
同局の中書より大の責押別
と丸定一官局の世世判
一 徳色査察事

一 拾物事

海濱にて拾得た物
身之者名拾得物
一 分三事

一 古物同局事

箱の中を瑞月村
一 古物同局事

一 古物同局事

女院所存の古物
一 古物同局事

一 古物同局事

一 古物同局事

一 古物同局事

一 拾物事

折折の古物
一 古物同局事

一 拾物事

一 拾物事



く後手解り下り義誠性より重し

一 新吉原より丹徒女流を事

北女流を事する所は、所當不し抄入也一 然徳代永年より

より丹徒女流を事する所は、所當不し抄入也一 然徳代永年より

物如者人数を以て其身を以て事する

一 抄入る事

胎息に全限成室衣類等も多し及能く其有る所は

一 一 丹徒女流を事する所は、所當不し抄入也一 然徳代永年より

一 各あひせの事

新吉原より丹徒女流を事する所は、所當不し抄入也一 然徳代永年より

あひせ一 下 他人の事人七作以下一切を以て

一 費用の事

日庸より丹徒女流を事する所は、所當不し抄入也一 然徳代永年より

一 各あひせの事

町人市舶と云ふ所の如く、其れより、其れより、其れより

一 抄入る事

丹徒女流を事する所は、所當不し抄入也一 然徳代永年より

町人市舶と云ふ所の如く、其れより、其れより、其れより

丹徒女流を事する所は、所當不し抄入也一 然徳代永年より

町人市舶と云ふ所の如く、其れより、其れより、其れより

一 丹徒女流を事

上十五日

結後傳言南傳言所福之

中十五日

御東官傳言南傳言所福之

中十五日

結後傳馬大傳馬所福之

一女子能書書亦少能書紙

三原市陸文之事

老女其人住戸部於西洞院之所之屋紙之箱根所氣
之御多能之能也思之の事此女之能之所也持之
此女此女之能也思之の事此女之能之所也持之
之御多能之能也思之の事此女之能之所也持之

何所也持

人々たれ

少死たれ

伊沢集人正権

瀧川長山守権

少桑右近守権

長多次守権

何年也

たれ

たれ

たれ

たれ

たれ

奉承之女人之紛者ら少も能て是を以て書文有る也

海老名大陽守

林越長門守

如紙女其人住戸部於西洞院之箱根所之屋紙
之御多能之能也思之の事此女之能之所也持之

大隅守下
長門守下
美濃守下
若狭守下

武家諸法度

- 一 文武之道を修め人倫を明くす。一 内儀を正す。
- 一 國於中事。一 政務を急ぐ事。一 士民の怨怒を
 被らぬ事。
- 一 軍役の兵馬を整頓す事。
- 一 年勤を怠らぬ事。一 遠くを往く事。一 従者の貞淑を分
 けしる事。

附 江戸城下。一 侍者若くは者共大小又ハ各分限を守り
 居る事。

- 一 新築の城郭は經營する事と往々に修築に就
 べし。一 城下民を治む事。一 兵衛門城
 等の制限ありし事。

附 道驛橋渡人馬ホリツル事。一 及ハ守り所の美不津田
 等の御守り。一 城下民を治む事。一 往々に修築に就
 べし。一 城下民を治む事。一 兵衛門城
 等の制限ありし事。

- 一 大小の徳及徳者。一 兵衛門守格等。一 修りて人を凌ぎ
 公儀を修りて人を凌ぎ。一 兵衛門守格等。一 修りて人を凌ぎ
 儀を修り。一 工師と工糞。一 兵衛門守格等。一 修りて人を凌ぎ
 あり。一 兵衛門守格等。一 修りて人を凌ぎ

公勢を精勤しとて事

一 化賄を納きて特勢の力を振る秘斗しして内務の
御を求む皆是れ私法を用て而後を害しと事案の事
傷らふ之一切は禁絶しとて事

附 義賊に事あるにあつて奉行或は人
各を支配し納て了る事案 其内奏秘斗満
理運の事候たりとて事案 其内奏秘斗満
さうり事

一 群放候遊の禁制院以て凡そ禁禁を競ひて祀別
よりは私利を貪りて原初を顧みぬとて人々の
長短を論 竊に時事の得失候事 是れ事案
はなり 是れ禁禁を加ふる事 是れ事案

一 私放百姓の所論は領主と裁断たる事 是れ他は保
うにあつては裁を各地の領主と相違し 裁を支配
事案候しして後之とて事案 是れ事案 是れ事案
あつては後之所は納て裁定を信し玉ふ事案
一 越境遠近犯罪の追捕等 其候何事より事案 是れ事案
事案及及及候事案 是れ事案 是れ事案 是れ事案
事案とて事案 是れ事案 是れ事案

附 其仕法を禁しとる事 是れ事案
さうり事

一 若非常の度有る時 是れ事案 是れ事案 是れ事案
是れ事案と守りて事案 是れ事案 是れ事案 是れ事案
是れ事案 是れ事案 是れ事案 是れ事案 是れ事案

出金半ゆらうしと元使として格をいとの其人言下
と事的大小と備せし敢て附桿あるべしと云ふ
附金半ふあつて急要あるは回序と事と云ふと取
るもの一—を解を各々をわたりて急よ動と云ふ
もの回序の款とききりて—と事とききのもの
と云ふ事事制限よあつと云ふ事

一 衣服居室の制并宴食の儀贈遺も或僧後よあひ
或并候よまは皆是礼文にまにあつと云ふ候も
を名分と守り大と云ふ小と云ふ—

附衣服の制云卿少の白後を臣の白少他と
用る事とゆらうと云ふ候は事候を後少の少他と
事とあつと云ふ候事、此の衣服も名分限と云ふ

〜の他候と云ふの是制に准と云ふ
一 宗樂の制元万石以上の國人の嫡子衆子候至
并侍従以上の嫡子よありを解年六十以上事外
候りよと云ふと云ふ事

附醫師候事制外事

一 誓廻元万石以上の布衣以上の役人并近習と事外
お物と云ふ事とあつと云ふと云ふ候人〜お候と
よあつと云ふと云ふ候りて後を約と定む〜嫁娶の
式とて旧制と守りて名を分限よお候と云ふ

附通世の儀等と云ふに或は聘財の多少と云ふ或
次具装の石よと云ふと云ふ〜
志候と云ふと云ふ候事の華儀一切は禁絶と云ふ

我々新異此法をたてて或は狂妄の統と仰りて愚俗
を欺き惑はしめ給はば又蒙禁をたまふ事
右條々舊章よりして是を修飾して教令を不
不違道一よりして是の道は正しき事也

寶永七庚寅年四月十五日

公儀所言

定

一切支丹宗門の累年所制極たりの自然なる善悪を
ハテ出沙獲受としてきてまんの所人 浪舌取
ハる所の所人 浪舌取 之より老の所人 浪舌取
之海りとの旧名を宗門の所人 浪舌取
右の所人 浪舌取 浪舌取 浪舌取 浪舌取

おのれおのれ浪舌取 浪舌取 浪舌取 浪舌取
ハる所の所人 浪舌取 浪舌取 浪舌取 浪舌取
科考也 仍るわ知也

天和二年五月日

願至所名

定

一 忠存をとけ由一 吏部 兄弟法親類はあつこの
ハる所の所人 浪舌取 浪舌取 浪舌取 浪舌取
あつこの所人 浪舌取
一 弟事またこつこの所人 浪舌取 浪舌取 浪舌取
も餘約とて事
一 悪心とん或つこの所人 浪舌取 浪舌取 浪舌取
人の善とんこの所人 浪舌取 浪舌取 浪舌取

一 盜賊系免重者之... 附始更... 事

一 喧嘩只備令停止... 自然有... 附... 事

一 人妻賣... 令停止... 附... 事

一 毒茶系小世... 附... 事

天和二年六月日

願王御名

條

一 毒茶系小世... 附... 事

一 小世令... 附... 事

一 寬... 附... 事

一 新... 附... 事

附急渡似後古渡此外櫻屋あり

一 新地之住あり

一 院色之高貴哉一所

一 院色之高貴哉一所

一 院色之高貴哉一所

一 院色之高貴哉一所

一 院色之高貴哉一所

天和二年五月日 願至所名

定

一人賣買は世に信止し

了為由對以有之

元禄十二年三月日

奉次

右何長 山内殿徳下

松代所願分村

- | | | | | |
|-----|------|------|------|------|
| 松代 | 杉原村 | 牧野島村 | 飯島村 | 岡尾村 |
| 廣島村 | 少根山村 | 新町村 | 水内村 | 湯田中村 |
| 柴村 | 上ヶ尾村 | 中条村 | 野原村 | 小徳村 |
| 保科村 | 大宮村 | 所川田村 | 有路村 | 小市村 |
| 右地村 | 江村 | 湯島村 | 世平村 | 赤原村 |
| 福後村 | 少島村 | 少島村 | 二徳向村 | 丹波島村 |
| 玄田村 | 玄光寺 | 玄平村 | 八幡村 | 少平川村 |
| 小島村 | 竹生村 | 矢代村 | 力石村 | 荒原村 |

用世身村

右邊原分

昔自祀一用白字所修定所定之江書身字高山座原之

東

右傳之教永水二己酉年五月

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

成



